

藍住町議会町民との意見交換会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藍住町議会基本条例(令和4年藍住町条例第16号)第5条第6項の規定に基づき実施する、町民との意見交換の場(以下「意見交換会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、相当と認めるときは意見交換会を開催するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

(町民等からの開催の申込み)

第3条 意見交換会の開催を申込みことができるものは、藍住町内で事業活動を行う団体及びおおむね10人以上の藍住町民で構成されているグループ(以下「各種団体等」という。)とする。

2 意見交換会を申し込もうとする各種団体等は、藍住町議会町民との意見交換会申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて議長に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、役職等を記載した出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、開催の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知する。

- (1) 開催する場合 藍住町議会町民との意見交換会開催決定通知書(様式第2号)
- (2) 開催しない場合 藍住町議会町民との意見交換会非開催決定通知書(様式第3号)

(公平性の確保)

第4条 同一又は類似の各種団体等との意見交換会は、公平性確保のため、原則として同一年度内及び前回の開催から1年以内は開催しないものとする。

(議題)

第5条 意見交換会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 町政に関する事項
- (2) 町議会に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

2 議題の件数は、1件とする。ただし、議会運営委員会が認めた場合は、その限りでない。

(日程及び会場)

第6条 意見交換会の日程及び会場は、意見交換会に出席する議員(以下「出席議員」という。)が各種団体等と調整し、決定する。

(出席議員)

第7条 出席議員は、議会運営委員会において協議し、決定する。

2 出席議員は、議題に関する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員並びに出席を希望する議員とする。

(出席議員の留意事項)

第8条 出席議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるために、意見、要望の意図、真意等を聴取すること。
- (2) 各種団体等から意見又は質問に対する返答を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経緯等を説明することとし、会派及び議員個人としての見解を述べないこと。ただし、議員個人の考えを求められた場合及びその他個人の見解を明らかにする必要がある場合を除くものとする。
- (3) 執行機関の立場での説得的な説明又は答弁は行わないようにすること。

(意見交換会の運営)

第9条 意見交換会の運営は、出席議員により行う。

2 意見交換会における司会進行者及び記録者は出席議員の中から決定する。

3 意見交換会は1時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

- (1) 開会の挨拶
- (2) 出席議員の紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会の挨拶

(記録及び報告)

第10条 意見交換会の記録は、要点記録とする。

2 記録者は、意見交換会の内容を取りまとめ、意見交換会の終了後、1か月以内に意見交換会報告書(様式第4号)を作成し、議長へ提出するものとする。

(対応)

第11条 議長は、前条の報告書の提出があったときは、意見等の対応について議会運営委員会と協議を行うことができるものとする。

(結果の公表)

第12条 議長は、意見交換会の結果について、その概要を藍住町議会だよりに掲載し、公表するものとする。

(傍聴の取扱い)

第13条 意見交換会は、公開とする。ただし、議長が認めるときは、非公開とすることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴者の退場を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

藍住町議会町民との意見交換会申込書

年 月 日

藍住町議会議長 殿

団体の名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先

活動内容

下記のとおり、藍住町議会町民との意見交換会実施要綱第3条第2項の規定により意見交換会の開催を申し込みます。

記

意見交換の 議 題	議題：	
	補足説明	
希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分～
	第2希望	年 月 日 () 時 分～
	第3希望	年 月 日 () 時 分～
参加人数		
会 場		
備 考		

様式第2号(第3条関係)

藍住町議会町民との意見交換会開催決定通知書

年 月 日

様

藍住町議会議長

年 月 日付で申込みのあった意見交換会の実施について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

実施日時	
実施場所	
実施内容	
備考	

様式第3号(第3条関係)

藍住町議会町民との意見交換会非開催決定通知書

年 月 日

様

藍住町議会議長

年 月 日付けで申込みのあった意見交換会の実施について、下記のとおり開催しないことと決定しましたので通知します。

記

開催しない理由

様式第4号(第10条関係)

藍住町議会町民との意見交換会報告書

年 月 日

藍住町議会議長 殿

議員名

藍住町議会町民との意見交換会実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	年 月 日 時 分から 時 分
開催場所	
出席議員名	
参加人数	
団体名	
議題	
主な意見・ 提言等	